

## 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、時価の算定に係る改訂内容は令和4事業年度から、収益認識に係る改訂内容は令和5事業年度から、それぞれ適用します。

### 1 引当金の計上基準

#### （1）賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

#### （2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 2 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

### 3 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 4 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

## 注記事項

### 1 行政コスト計算書

#### (1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	47,283,722,822 円
自己収入等	△ 10,887,085,278 円
機会費用	1,056,315 円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	36,397,693,859 円

#### (2) 機会費用の計上方法

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

### 2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	8,264,805,024 円
うち定期預金	600,000,000 円
<hr/>	
(差引) 資金残高	7,664,805,024 円

### 3 退職給付関係

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

役員については役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

#### (2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	194,668,341 円
退職給付費用	△ 2,760,337 円
退職給付への支払額	△ 4,972,020 円
期末における退職給付引当金	186,935,984 円

#### (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 2,760,337 円
----------------	---------------

#### (4) 確定拠出制度

拠出額	3,341,788 円
-----	-------------

#### 4 金融商品関係

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っており、有価証券及び投資有価証券は保有しておりません。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	8,264	8,264	—
(2)未収金	88	88	—
(3)売買事業費未払金	(221)	(221)	(—)
(4)未払金	(57)	(57)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

##### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(3) 売買事業費未払金及び(4) 未払金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金（貸借対照表計上額 653 百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしておりません。

#### 5 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

#### 6 重要な後発事象

該当事項はありません。